



住宅設備延長保証サービス規程

住宅設備延長保証サービス「住設ワランティ 5」、「住設ワランティ 10」（以下、「当サービス」といいます）に加入されたお客様（以下、「加入者」といいます）が事前に登録した当サービスの対象製品（以下「本製品」といいます）において故障・トラブルが発生した場合、本製品のメーカー保証書に記載された内容および以下の各条項の内容に定めるところに従い、住宅品質保証株式会社（以下「当社」といいます）が当サービスを提供します。

第1条 サービス内容

1. 当サービス保証期間中に本製品に発生した故障・トラブルに対する修理に関わる一連の作業を当社の費用負担にて行います。（修理に係る部品代、出張費、技術料、取り付け・取り外し費用を含む）
2. 当社の判断により、修理を行わず既存品と同等の代替品に交換する場合があります。この場合、代替品のメーカー及び機種等の指定はできません。

第2条 サービスの対象となる物件

1. 当サービスは、ポラスグループが施工した新築戸建分譲住宅及び新築戸建注文住宅を対象としたサービスとなります。（仲介物件を除く）

第3条 サービス範囲

1. 当サービスの対象は、当サービス保証期間中に本製品の取扱い説明書や本体貼付ラベル等の注意書きに従って正常に使用したにも関わらず、発生した故障・トラブルで且つ、本製品のメーカー保証規定で保証対象となるものとしします。（ただし、第7条に定めるものは除く。）
2. 当サービスの適用除外となる故障・トラブルの場合、修理費用（部品代金、出張費、技術料、修理見積費用等）は加入者の負担となります。

第4条 サービスの開始

当サービスにお申し込み後、所定のサービス料金の決済完了をもってサービス契約成立となります。サービス契約成立の翌月に当サービス保証書を発行・発送いたします。なお、サービスの起算日は第2条に定める建物のお引渡し日と同日といたします。

第5条 サービス期間

1. 当サービスの保証期間は、当サービス保証書に記載の保証期間とします。なお1年以上のメーカー保証がついている場合でも当サービスの保証期間に変更はありません。
2. 当サービス保証期間内においては修理回数に制限はありません。
3. メーカー初期不良等でメーカーより代替品が提供された場合、または第1条第2項の定めにより代替品を提供した場合であっても当サービスの保証期間に変更はありません。

第6条 サービスの終了

次の各号に該当する場合には当サービスは終了となります。

- (1) 当サービス保証書に記載の保証期間が満了した場合
- (2) 保証期間満了前に当社に連絡なく、本製品を第三者へ譲渡された場合

第7条 適用除外

次の各号に該当する場合には当サービスの適用除外とします。

- (1) 当サービス保証書の提示がない場合
- (2) 加入者が当社以外のメーカーや業者等に直接修理依頼をされた場合
- (3) 修理依頼を受けた当社が、故障・トラブルを確認できなかった場合
- (4) 修理依頼が当サービス有効期間経過後になされた場合
- (5) 加入者又は第三者の故意又は過失による故障・トラブルの場合

- (6) メーカー保証外である加工、改造に起因する故障・トラブルの場合
- (7) メーカー取扱説明書等に記載される本製品の使用者が行うべき調整及び内部清掃等の諸作業に起因する故障・トラブルの場合
- (8) 本製品設置後の移設、落下等によって生じた故障・トラブルの場合
- (9) 火災、落雷、凍害、その他天災による故障・トラブルの場合
- (10) 異常環境（水質・水圧・電圧等）、水害、公害、塩害や指定外の使用電源、電圧、周波数に起因する故障・トラブルの場合
- (11) 乾電池、フィルター等の消耗品、又はメーカー指定消耗品の交換
- (12) 経年変化、若しくは使用損耗により発生する変質、変色、退色、へたり、その他類以の故障・トラブルの場合
- (13) 本製品の機能及び使用の際に影響のない故障・トラブルの場合
- (14) メーカーリコール後の該当部品及びリコール部位にかかる本製品の故障・トラブルの場合
- (15) 動物、植物等の外部要因による故障・トラブルの場合
- (16) 戦争、外国の武力行使、革命、内乱その他類以の事変または暴動に起因する故障・トラブルの場合
- (17) 本製品の施工説明書や警告表示に反する取付施工に起因する故障・トラブルの場合
- (18) 代替品を提供する場合に要する足場費用、クレーン車代等の特殊な工事費用、及び旧商品のリサイクル費用
- (19) お住まいの新築時等に加入者自らが支給した住宅設備等及びその設置工事に起因する故障・トラブルの場合

第8条 間接損害の除外

次の各号に該当する損害については当サービスの適用除外とします。

- (1) 本製品の故障、トラブルに起因して生じた身体障害（損害に起因する死亡を含みます）
- (2) 本製品の故障、トラブルに起因して他の財物（ソフトウェアを含みます）に生じた故障、損傷等の損害
- (3) 本製品の故障、トラブルに起因して本製品または他の財物・機器等が使用できなかったことによって生じた損害

第9条 解約

当サービスは原則として解約できません。なお、お住まいを第三者に譲渡される場合（相続や贈与等による譲渡を含む）においては、第10条の規定に基づき、保証継承手続きをいたします。

第10条 譲渡等による保証の継承

加入者がお住まいを第三者に譲渡される場合（相続や贈与等による譲渡を含む）は、譲渡の日から3ヶ月以内に当社へ文書にてお申し出ください。当社では、お住まいを譲り受けた方に対して確認の上、残存期間の保証継承手続きをいたします。

第11条 その他注意事項

1. 加入者は当サービスにお申し込みをいただいた時点で本規程に同意いただいたものとしします。

第12条 個人情報の取扱いについて

1. 加入者の個人情報は、ポラスグループホームページに記載された「ポラスグループ プライバシーポリシー」に則り、お取り扱いいたします。